

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2014-123536
(P2014-123536A)

(43) 公開日 平成26年7月3日(2014.7.3)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
F 2 1 L 4/00 (2006.01)	F 2 1 L 4/00 4 2 3	3 K 2 4 3
F 2 1 S 9/03 (2006.01)	F 2 1 S 9/03	5 C 0 9 6
G 0 9 F 13/04 (2006.01)	G 0 9 F 13/04 Z	
F 2 1 Y 101/02 (2006.01)	F 2 1 Y 101:02	

審査請求 未請求 請求項の数 11 書面 (全 4 頁)

(21) 出願番号 特願2012-289416 (P2012-289416)
(22) 出願日 平成24年12月21日 (2012.12.21)

(71) 出願人 510275976
尾崎 正道
東京都八王子市打越町1364
(72) 発明者 尾崎 正道
東京都八王子市打越町1364
(72) 発明者 岩本 功
東京都西多摩郡檜原村5278-3
Fターム(参考) 3K243 MA01
5C096 BA01 BB08 BB41 BB48 CB01
CC06 DD03 DD05 FA05

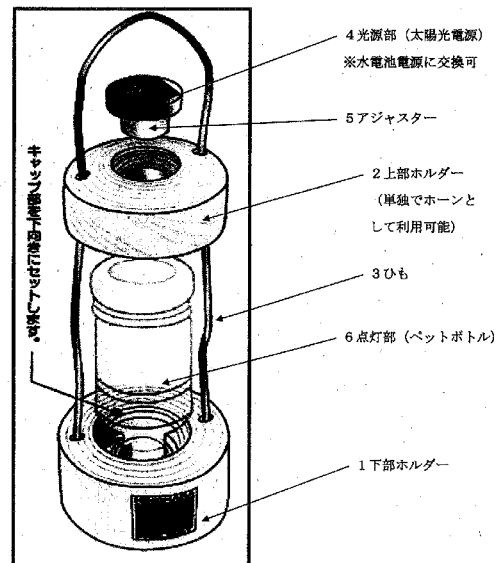
(54) 【発明の名称】 自然エネルギーと間伐材を利用した簡易分離携帯型2光源方式ランタン

(57) 【要約】

【課題】 通常のランタンは形状が一体化しており、また光源が液状（油脂）の場合や、電源として多数の電池を使用するなど、持ち運びにくかった。

【解決手段】 ランタンのホルダー部を二つに分離し、また光源部も独立した部品としたこと、そして点灯部に日常的にいつでもどこでも入手できるペットボトルを利用したことにより、簡易且つ安全に携行することが可能となった。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

間伐材を利用した木製ホルダーを上下に分離したことを特徴とする簡易携帯型ランタン。

【請求項 2】

請求項 1 記載の簡易携帯型ランタンにおいて、光源は太陽光の電源と LED ライト一体型の光源を特徴とする簡易携帯型ランタン。

【請求項 3】

請求項 1 または 2 記載の簡易携帯型ランタンにおいて、光源は水電池の電源と LED ライト一体型を特徴とする簡易携帯型ランタン。

【請求項 4】

請求項 1 から 3 のいずれかに記載の簡易携帯型ランタンにおいて、光源が交換可能に取り付けられることを特徴とする簡易携帯型ランタン。

10

【請求項 5】

請求項 1 から 4 のいずれかに記載の簡易携帯型ランタンにおいて、点灯部が交換可能に取り付けられることを特徴とする簡易携帯型ランタン。

【請求項 6】

請求項 1 から 5 のいずれかに記載の簡易携帯型ランタンにおいて、点灯部がペットボトルであることを特徴とする簡易携帯型ランタン。

【請求項 7】

請求項 1 から 6 のいずれかに記載の簡易携帯型ランタンにおいて、ホルダー上部及び下部に塗料を装着することを特徴とする簡易携帯型ランタン。

20

【請求項 8】

請求項 1 から 7 のいずれかに記載の簡易携帯型ランタンにおいて、ホルダー上部及び下部に外側に絵や写真等の図柄を含む透明な装飾フィルムが貼着されることを特徴とする簡易携帯型ランタン。

【請求項 9】

請求項 1 から 8 のいずれかに記載の簡易携帯型ランタンにおいて、ホルダー上部及び下部に外側に焼印による刻印が装着されることを特徴とする簡易携帯型ランタン。

【請求項 10】

請求項 1 から 9 のいずれかに記載の簡易携帯型ランタンにおいて、点灯部のペットボトルに外側に絵や写真等の図柄を含む透明な装飾フィルムが貼着されることを特徴とする簡易携帯型ランタン。

30

【請求項 11】

請求項 1 から 10 のいずれかに記載の簡易携帯型ランタンにおいて、上部ホルダーをホーンとして利用できることを特徴とする簡易携帯型ランタン。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

この発明は、照明に用いるランタンの形状及び構造に関するものである。

【背景技術】

40

【0002】

従来の照明にもちいるランタンの形状・構造は、その材質はスチール及びガラス製で光源部と点灯部及びホルダー部が一体型である。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

しかし、従来の一体型ランタンでは、スチール製で持ち運びに不便であり、また点灯部がガラス製の場合、割れる危険性もある。また、電源燃料に油脂やアルカリ電池を利用するものは電源としての稼働期間が短い。そこで、この発明は、間伐材を活用した小型、軽量の携帯型のホルダー部及び太陽光・水電池を利用した交換可能な二つの光源部と、これ

50

を用いて、どこでも入手できるペットボトルを点灯部として装着することで、さらに装飾的な効果も有する安価で且つ持ち運びに便利な簡易なランタンを提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

【0004】

以上の課題を解決するために、第一発明は、ホルダーに間伐材（廃材）を利用したことを特徴とするランタンである。

また、第二発明は、ホルダー部を上部と下部に分離したことを特徴とするランタンである。

また、第三発明は、上部ホルダーと下部ホルダーを紐でつなぐことを特徴とするランタンである。

また、第四発明は、点灯部に未利用或いは使用済みのペットボトルを利用できることを特徴としたランタンである。

また、第五発明は、光源部の電源として太陽光或いは水電池とLEDライトを一体化したことを特徴としたランタンである。なお、光源部は太陽光式或いは電池式と交換が可能である。

また、第六発明は、上部ホルダーを円筒状にくりぬいたことによりホーンとして利用できることを特徴としたランタンである。

【発明の効果】

【0005】

第一発明、または第二発明、または第三発明によれば、ホルダーを上部と下部に分離したことで、簡易に運びやすくなった。

第四発明によれば、いつでもどこでも点灯部を調達することが可能となった。またガラスの割れる危険性は除去された。

第五発明によれば、必要な日射時間が賄えない場合、電池式の光源部に交換可能なことからいつでもどこでも光源部の電源を調達することが可能となった。

第六発明によれば、非常時におけるホーンとしての利用が可能となった。

【図面の簡単な説明】

【0006】

【図1】この発明の一実施形態を示す斜視図である。

【図2】水電池利用光源を利用する場合の実施形態を示す斜視図である。

【発明を実施するための形態】

【0007】

この発明の一実施形態を、図1に示す。

ランタンの本体は、1、2ホルダー部（上下）、3ひも 4光源部、5点灯部（ペットボトル利用）にそれぞれ分離している。上部及び下部ホルダーは間伐材を利用した木製であり、紐によって一連に組み合わされている。なお下部ホルダーで紐は固定されている。上部及び下部のホルダーは円球状にくりぬかれ、下部ホルダーはペットボトルの口キャップ部含む上部を、上部ホルダーはペットボトルの底部をそれぞれはめ込む。また上部ホルダーの天部には光源部である太陽光一体型LEDライト、或いは水電池利用一体型LED

【0008】

「実施形態の効果」

この実施形態によれば、ホルダー上下が紐によって組み合わされ、点灯部のペットボトルはしっかりと保持される。また上部ホルダーに設置する光源部は、くりぬいた天部にはめ込むだけであり取り外しや交換が容易である。

「他の実施形態」

図1の実施形態では、光源部は太陽光式電源であったが、他の実施形態では、図2のように水電池式電源を使った光源部でも良い。

【符号の説明】

10

20

30

40

50

